

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔最高裁規則〕

○裁判所職員倫理規則の一部を改正する規則(最高裁九)

### 〔省 令〕

○供託金の繰替使用に関する事務取扱規程の一部を改正する省令(法務四七)

○特定国有財産整備特別会計事務取扱規則の一部を改正する省令(財務・国土交通一)

○私立学校教職員共済法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(文部科学二六)

○経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律施行規則を廃止する省令(厚生労働七二)  
○薬局等構造設備規則の一部を改正する省令(同七三)

### 〔告 示〕

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令(農林水産五二)  
○砂糖の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五三)

○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件(金融庁・法務六)  
○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(総務三九三、三九四)

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する認定認証業務の変更の認定に関する件(総務・法務・経済産業四)

○過疎地域を区域とする市町村を公示する件(総務・農林水産・国土交通五六)

○過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を公示する件(同五七)

○過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を公示する件(同五八)

○日本国に帰化を許可する件(法務二二二)

○食糧援助に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務一六七)

○小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同六八)

○感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件(同六九)

○保健医療訓練施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七〇)

○気象監視システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七一)

○日中友好大連人材育成センター建設計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同七二)

○第四次地雷除去活動機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件(同七三)

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件(同七四、一七五)

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦政府との間の書簡の交換に関する件(同七六)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工食品についての登録外国認定機関を登録した件(農林水産六五五)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録格付機関による格付業務及び登録認定機関による認定業務廃止の届出があった件(同六五六)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件(同六五七)

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき検定機関を登録した件(同六五八)

○保安林の指定を解除する件(同六五九、六七〇)

○新事業創出促進法第二十五条第一項の規定に基づき高度技術産業集積活性化計画の変更について同意した件(農林水産・経済産業・国土交通一)

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき学校を認定した件(経済産業九三)

○計量法第三十四条第一項の規定に基づき、特定標準器を指定した件(同九四)

○計量法第三十五条第二項の規定に基づき、同項第一号の特定標準器による校正等を行う者、同項第二号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第三号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を定めた件(同九五)

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件(同九六)

(以下次のページへ続く)

(日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部改正)

第二十条 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令(平成九年文部省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。  
(長期給付積立金)  
第十九条 事業団は、毎事業年度、長期勘定において損益計算上利益を生じたときは、その額を長期給付積立金として積み立てなければならない。

附則  
この省令は、公布の日から施行する。  
○厚生労働省令第七十二号  
経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会を創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律施行規則を廃止する省令を次のように定める。

平成十七年四月一日  
厚生労働大臣 尾辻 秀久  
経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会を創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律施行規則を廃止する省令

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会を創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律施行規則(平成十三年厚生労働省令第二百二十二号)は、廃止する。

附則  
この省令は、公布の日から施行する。  
I (施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

II (経過措置)  
2 この省令による廃止前の経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会を創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律施行規則第二十条の規定により読み替えられた中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成十七号)第四十条の受託認定中小企業者に対する同条の規定の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十三号  
農事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第三十条第四項第一号の規定に基づき、農務局構造設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年四月一日  
厚生労働大臣 尾辻 秀久  
農務局構造設備規則の一部を改正する省令  
農務局構造設備規則(昭和三十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

五 製品等及び資材の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、当該製造業者等の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障がないと認められるときは、この限りでない。

第十三条第四号を次のように改める。  
四 製品等及び資材の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、当該製造業者等の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障がないと認められるときは、この限りでない。

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。  
○農林水産省令第五十二号  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の六の四第二項において準用する場合を含む。(の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年四月一日  
農林水産大臣 島村 宜伸  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の六の四第二項において準用する場合を含む。(の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の六の四第二項において準用する場合を含む。(の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の六の四第二項において準用する場合を含む。(の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十九条の六の四第二項において準用する場合を含む。(の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき登録格付機関等を登録する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

第二条の表アイシーエス日本株式会社の中「茅ヶ崎町三百九十八番」を「茅ヶ崎東四丁目五番十七号」に改め、同表社団法人日本食肉加工協会の項を削り、同表有限会社オー・シー・アイ・イー・ジャパンの項中「二丁目五番五号」を「四丁目二十一番七号」に改め、同表社団法人福井県植物防疫協会の項及び社団法人菓子総合技術センターの項を削り、同表特定非常活動法人日本生鮮系農業協会の項中「千代田区飯田橋三丁目十一番四号」を「中央区日本橋蛸船町二丁目二十五番四号」に改める。

第三条の表デーニッシュ ヴェテリナリー アンド フード アドミニストレーションの項の次に次のように加える。

バイオ・インスベクタ株式会社	スイス フリック アッカーストラック CH-1570
インステイチュー トフオ マー ケットエコロジ	スイス ヴァインフェ ラッセン CH-5170

この省令は、公布の日から施行する。  
○農林水産省令第五十三号  
砂糖の価格調整に関する法律施行令(昭和四十年政令第二百八十二号)第五条第三号ハの規定に基づき、砂糖の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年四月一日  
農林水産大臣 島村 宜伸  
砂糖の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令

砂糖の価格調整に関する法律施行規則(昭和四十年農林省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「及び有機界面活性剤」を「有機界面活性剤」に改め、「しよ糖脂肪酸エステル」の下に「及び硝酸塩を主とする爆薬」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。

告示  
○金融庁告示第六号  
社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第一条第一項(同令第十二条において準用する場合を含む)の会社並びに社債等登録法施行規則(昭和十七年勅令第一号)第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件(昭和十七年四月 大蔵省 可法省告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月一日  
金融庁長官 五味 廣文  
法務大臣 南野知恵子  
二及び四中 「株式会社三井住友銀行 株式会社三井住友銀行事務管理部」を「株式会社三井住友銀行事務推進部」に改める。

中央区日本橋小伝馬町  
三井住友銀行事務推進部  
○総務省告示第三百九十三号  
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百三十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十七年四月一日  
総務大臣 麻生 太郎  
指定統計の名称 法人企業統計  
調査票の使用目的 経済産業省が、経済産業省企業活動基本調査の基礎資料として法人企業統計調査と共通する調査客体を把握するため、法人企業統計調査により作成された平成十六年度の法人名簿(磁気テープに転写分)から所要の事項を転写する。

調査票の使用目的 財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計課法人企業統計調査係の職員及び経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室の経済産業省企業活動基本調査担当職員  
○総務省告示第三百九十四号  
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第三百三十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十七年四月一日  
総務大臣 麻生 太郎  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。